公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７７２号
仙台市青葉区国見６丁目75番５―201号
債務者　齋藤　勝則
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７７３号
仙台市青葉区国見６丁目75番５―201号
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７８号
福島県会津若松市北青木７番20号、前住所福島県会津若松市中島町10番25号　プリムローズＡ201号
債務者　佐藤めぐみ（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
福島県いわき市平北白土字穂積４番地　市営住宅１―14、前住所福島県いわき市平豊間字合磯238番地の８
債務者　奥山千恵子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第５８７号
神奈川県平塚市小鍋島2612番地
債務者　杉山　邦江（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６１８号
神奈川県厚木市下荻野830番地10
債務者　清水　利子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６３４号
神奈川県厚木市妻田南１丁目８番１―304号
債務者　前田美和子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１１号
岐阜県大垣市南若森６丁目29番地１　パレドール103号
債務者　田代　　修
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２１１４号
名古屋市西区新道２丁目７番15号
債務者　杉永　信子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５７号
愛知県江南市高屋町北上13番地　ハイツ北上205号室
債務者　村上　憲昭
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１５３号
京都市上京区元誓願寺通千本東入元４丁目422番地　ロイヤルパレス河合202号
債務者　江﨑　綾子（債務発生時の姓原口）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８５号
京都府長岡京市粟生梶ケ前９番地19
債務者　吉田建築設計事務所こと　吉田　譲一
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７３号
京都市南区西九条西柳ノ内町39番地
債務者　堀清工務店こと　堀　　清司
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４号
兵庫県加西市上万願寺町1130番地
債務者　大作　成希
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１３５号
鳥取県米子市西福原４丁目８番３号　101号
債務者　金川　貞子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第９８７号
広島市安佐北区深川６丁目７番12―304号
債務者　鳥越　敏紀
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９５号
広島市安芸区中野４丁目９番21―202号
債務者　川村　美沙
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部